

栃木県小児慢性特定疾病児童等家族支援事業実施要領

第1 事業の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、重症度の高い小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）を介護する家族等の負担を軽減することにより、小慢児童等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 事業内容

1 小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業

(1) 事業の目的

在宅において人工呼吸器を装着している、又は気管切開を行っている小慢児童等の介護を行う者の疾病等のため、小慢児童等が医療機関に一時的に入院できるよう支援する。

(2) 実施主体

事業の実施主体は栃木県とする。

ただし、事業の実施にあたっては、医療機関に委託して行うことができることとする。

(3) 利用要件等

① 対象者

栃木県内（宇都宮市を除く。）に住所を有する下記のいずれかに該当する者（満20歳に達している者を除く。）であって、慢性的な疾病に起因して人工呼吸器を装着し、又は気管切開を実施した在宅で療養している小慢児童等及びその介護者とする。

ア 小児慢性特定疾病医療費受給者。

イ 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持歴のある者。

ウ 小児慢性特定疾患医療受診券所持歴のある者。

② 実施場所

県と委託契約を締結している医療機関（以下「実施医療機関」という。）において実施するものとする。

③ 委託単価

当事業を行った実施医療機関に対し、患者1人、1日当たり17,000円を交付するものとする。なお、委託単価には消費税及び地方消費税を含む。

④ 利用限度

予算の範囲内とし、以下を限度とする。

ア 1回当たり7日以内の利用とする。

イ 1年度内において、28日を利用限度とする。

(4) 利用手続き

① 利用申請

当事業を利用しようとする者は、小慢児童等の住所地を管轄する健康福祉センター所長に、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（一時入院支援事業）利用申請書」（様式第1－1号）により申請するものとする。

なお、上記(3)①イ又はウに該当する者として当事業を利用しようとする者は、併せて、「診断書」（様式第12号）等を提出するものとする。

② 利用決定

健康福祉センター所長は、申請書を受理したときには、知事あて進達するものとする。知事は、速やかに要否を決定し、その結果について、健康福祉センター所長を経由して、申請者に対し「一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券」（様式第2号）により通知するものとする。

なお、不承認の場合には、健康福祉センター所長を経由して、申請者に対し「不承認通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

③ 連絡調整

ア 健康福祉センター所長は、対象者として決定された小慢児童等及び小慢児童等を介護する家族等（以下「利用決定者」という。）の状況について、利用する医療機関の看護師等に情報を提供する等、連携を図るものとする。

なお、健康福祉センター所長は、医療機関への情報提供に関し、あらかじめ、利用決定に了承を得ておくものとする。

イ 受け入れを行う医療機関の看護師等は、円滑に利用が行われるよう、必要に応じて認定家族、実施医療機関、健康福祉センターとの連絡調整を行うこととする。

④ 実施医療機関への申し込み

利用決定者は、一時入院を希望する実施医療機関に「一時入院利用申込書（様式第4号）により直接申し込むこととする。ただし、希望する実施医療機関において受け入れが困難である等、実施医療機関が見つからない場合、利用決定者は、健康福祉センター所長に対し、実施医療機関の受け入れ調整を依頼できるものとする。

また、一時入院利用申込書を受理した実施医療機関は、速やかに「一時入院利用申込書」（様式第4号）の写しを小慢児童等の住所地を管轄する健康福祉センター所長に送付するものとする。

⑤ 利用決定の更新

利用の更新手続きは自動更新とし、知事は、前年度3月に健康福祉センター所長等を経由して、利用決定者に対し、「一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券」（様式第2号）により通知するものとする（当事業の対象者が満20歳に達している

場合を除く。）。

なお、健康福祉センター所長は、随時、小慢児童等の状況を把握することとし、明らかに当事業の対象者ではないと判断できる場合には、その旨、知事に対し報告することとする。

⑥ 変更の届出等

ア 利用決定者の氏名、住所等に変更が生じた場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業利用資格変更届」（様式第9号）に変更事項を証する書類を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長を経由して、利用決定者に対し「一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券」（様式第2号）により通知するものとする。

イ 一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券を破損し、又は忘失した場合、認定家族は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業再交付申請書」（様式第10号）を、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長等を経由して、利用決定者に対し「一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券」（様式第2号）により再通知するものとする。

⑦ 事業の終了

小慢児童等に県外転出、死亡等の事由が生じた場合、利用決定者は、速やかに「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業終了届」（様式第11号）を、「一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券」（様式第2号）を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。

(5) 委託料の支払

実施医療機関は、知事に対し、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（一時入院支援事業）委託料請求書」（様式第5－1号）に、「一時入院支援事業利用決定通知書兼利用券（様式第2号）」の写しを添付した上で、下表のとおり委託料を請求するものとする。

知事は、実施医療機関から請求があったときには、内容を検査し、適正と判断される場合には、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

サービス提供月	請求月
4月から 6月実施分	7月
7月から 9月実施分	10月
10月から 12月実施分	1月
1月から 3月実施分	翌年度4月

(6) 移送

一時入院における自宅と実施医療機関との間の移送については、利用決定者の責任において行うものとする。

2 小児慢性特定疾病児童等介助人派遣事業

(1) 事業の目的

在宅において人工呼吸器を装着している、又は気管切開を行っている小慢児童等の介護を行う者の休養等のため、介助人（家政婦）による介護サービス等を利用するための費用を助成することにより、小慢児童等が安心して療養生活を送れるよう支援する。

(2) 実施主体

事業の実施主体は栃木県とする。

ただし、事業の実施にあたっては、日本看護家政紹介事業協会栃木県支部（以下「支部」という。）に委託して行うこととする。

(3) 利用要件等

① 対象者

栃木県内（宇都宮市を除く。）に住所を有する下記のいずれかに該当する者（満20歳に達している者を除く。）であって、慢性的な疾病に起因して人工呼吸器を装着し、又は気管切開を実施した在宅で療養している小慢児童等及びその家族とする。

ア 小児慢性特定疾病医療費受給者。

イ 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持歴のある者。

ウ 小児慢性特定疾患医療受診券所持歴のある者。

② 委託単価等

当事業の委託単価は、次のとおりとする。なお、委託単価には消費税及び地方消費税を含む。

種 別	単 価
日勤 短時間サービス (提供時間帯 午前8時～午後6時まで) (提供時間 3時間～6時間まで)	1時間あたり 2,000円
日勤 長時間サービス (提供時間帯 午前9時～午後5時まで) (提供時間 8時間)	1サービスあたり 13,380円
夜勤 (提供時間帯 午後6時～午前8時まで) (提供時間 14時間)	1サービスあたり 17,680円
手数料（紹介手数料15%＋事務処理費5%）	20%

③ 利用限度

予算の範囲内において、1月当たり16時間の利用を限度とし、その範囲内で複数回の利用ができるものとする。

ただし、1回当たりの利用時間が3時間未満の場合は、本事業の対象外とする。

(4) 介助人の要件

介助人は、職業安定法第30条第1項の許可を受けている有料職業紹介事業者（以下「家政婦紹介所」という。）に登録している家政婦等とする。

(5) 利用手続き

① 利用申請

当事業を利用しようとする者は、小慢児童等の住所地を管轄する健康福祉センター所長に、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）利用申請書」（様式第1－2号）により申請するものとする。

なお、上記(3)①イ又はウに該当する者として当事業を利用しようとする者は、併せて、「診断書」（様式第12号）等を提出するものとする。

② 利用決定

健康福祉センター所長は、申請書を受理したときには、知事あて進達するものとする。知事は、速やかに要否を決定し、その結果について、健康福祉センター所長を経由して、申請者に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）利用決定通知書」（様式第6－1号）により通知するものとする。

なお、不承認の場合には、健康福祉センター所長を経由して、申請者に対し「不承認通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

③ 利用決定の更新

利用の更新手続きは自動更新とし、知事は、前年度3月に健康福祉センター所長を経由して、利用決定者に対し、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）利用決定通知書」（様式第6－1号）により通知するものとする（当事業の対象者が満20歳に達している場合を除く。）。

なお、健康福祉センター所長は、随時、小慢児童等の状況を把握することとし、あきらかに当事業の対象者ではないと判断できる場合には、その旨、知事に対し報告することとする。

④ 変更の届出等

ア 利用決定者の氏名等に変更が生じた場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業利用資格変更届」（様式第9号）に変更事項を証する書類を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長を経由して、利用決定者に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）利用決定通知書」（様式第6－1号）により通知するものとする。

イ 小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）利用決定通知書を破損し、又は忘失した場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業再交付申請書」（様式第10号）を、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長等を経由して、利用決定者に対し「小

児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）利用決定通知書」（様式第6－1号）により再通知するものとする。

⑤ 事業の終了

小慢児童等に県外転出、死亡等の事由が生じた場合、利用決定者は、速やかに「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業終了届」（様式第11号）を、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）利用決定通知書」（様式第6－1号）を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。

(6) サービスの利用

- ① 介助人によるサービスの利用は、利用決定者が直接、家政婦紹介所に申し出ることににより行うものとする。
- ② 家政婦紹介所は、利用決定者から申し出があった場合には、利用決定者に対し介助人を紹介しなければならない。
- ③ 介助人又は家政婦紹介所は、当事業の利用が決まった際には、小慢児童等の住所地を管轄する健康福祉センター所長に「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（介助人派遣事業）連絡票」（様式第7号）を提出するものとする。

(7) 派遣費用の負担

介助人によるサービスの利用に要する費用は、県が負担する。

ただし、介助人の交通費については、利用決定者の負担とし、その都度介助人に支払うものとする。また、上記(3)③に規定する利用限度時間を超える介助人の利用に要する料金は、利用決定者の負担とする。

(8) 委託料の支払

支部（本事業を実施する事業所を含む。以下同じ。）は、知事に対し、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業委託料請求書」（様式第5－2号）に、「利用実績一覧票（総括票）」（様式第8－1－1号）及び「利用報告書（個人用）」（様式第8－1－2号）を添付の上、下表のとおり委託料を請求するものとする。

知事は、支部から請求があったときは、内容を検査し、適正と判断される場合には、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

サービス提供月	請求月
4月から 6月実施分	7月
7月から 9月実施分	10月
10月から 12月実施分	1月
1月から 3月実施分	翌年度4月

3 小児慢性特定疾病児童等訪問看護事業

(1) 事業の目的

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする小慢児童等を対象

として、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護に対して助成するものである。

(2) 実施主体

事業の実施主体は栃木県とする。

ただし、事業の実施にあたっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下、「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に委託して行うこととする。

(3) 利用要件等

① 対象者

栃木県内（宇都宮市を除く。）に住所を有する小児慢性特定疾病医療費の受給者（満20歳に達している者を除く。）で、かつ、当該小児慢性特定疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める小慢児童等とする。

② 利用限度

ア 1年度内において、100回を利用の限度とする。

イ 原則として、1週間につき5回を限度とする。

ただし、対象者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、1年度内100回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行っても差し支えないものとする。

(4) 利用手続き

① 利用申請

ア 当事業を利用しようとする者は、小慢児童等の住所地を管轄する健康福祉センター所長に対し、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）利用申請書」（様式第1－3号）に主治医の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項に規定する訪問看護指示書）の写し及び訪問看護計画書（診療報酬対象分と対象外分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）の写しを添えて申請するものとする。

イ 申請書類は、本事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関が取りまとめて提出することができる。

② 利用決定

健康福祉センター所長は、申請書を受理したときは、知事あて進達するものとする。知事は、速やかに要否を決定し、その結果について、健康福祉センター所長を経由して、申請者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）利用決定通知書」（様式第6－2－1号、様式第6－2－2号）により通知するものとする。

なお、不承認の場合には、健康福祉センター所長等を経由して、申請者に対し「不承認通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

③ 利用決定の更新

利用の更新手続きは自動更新とし、知事は、前年度３月に健康福祉センター所長を経由して、利用決定者に対し「小児慢性特定疾病児童等訪問看護事業利用決定通知書」（様式第６－２－１号、様式第６－２－２号）より通知するものとする（当事業の対象者が満20歳に達している場合を除く。）。

なお、健康福祉センター所長は、随時、小慢児童等の状況を把握することとし、明らかに当事業の対象者ではないと判断できる場合には、その旨、知事に対し報告することとする。

④ 変更の届出等

ア 利用決定者の氏名等に変更が生じた場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業利用資格変更届」（様式第９号）に変更事項を証する書類を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長を経由して、利用決定者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）利用決定通知書」（様式第６－２－１、６－２－２号）により通知するものとする。

イ 「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）利用決定通知書」（様式第６－２－１、６－２－２号）を破損し、又は忘失した場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業再交付申請書」（様式第10号）を、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長等を経由して、利用決定者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）利用決定通知書」（様式第６－２－１、６－２－２号）により再通知するものとする。

⑤ 事業の終了

小慢児童等に県外転出、死亡等の事由が生じた場合、利用決定は、速やかに「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業終了届」（様式第11号）を、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）利用決定通知書」（様式第６－２－１、６－２－２号）を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。

(5) 実施方法

- ① 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、あらかじめ、毎月の主治医の訪問看護指示書の写し及び訪問看護計画書の写しを、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。
- ② 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）実績報告書」（様式第８－２号）を、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。
- ③ 訪問看護ステーション等医療機関を変更又は追加する場合、上記(4)の「利用手

続き」と同様の取扱いにより行うものとする。

(6) 委託料の支払

- ① 委託料は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料を算定する場合には、原則として1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者1人当たり年間100回を限度として、次により支払うものとする。

費 用 の 別		単 価
1	医師による訪問看護指示料	1 月、1 回に限り 3,000円
2	訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額	1 回につき8,450円
3	訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額	1 回につき7,950円
4	その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額	1 回につき5,550円
5	その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額	1 回につき5,050円
※ 1 日につき 3 回目の訪問看護を前 2 回と同一訪問看護ステーションで行う場合		
1	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額	1 回につき 2,500円
2	准看護師による訪問看護の費用の額	1 回につき 2,000円

- ② 本事業のために行った訪問看護指示料の請求は、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）訪問看護指示料請求書」（様式第5－3－1号）により、健康福祉センター所長を経由して、知事に請求するものとする。
- ③ 本事業のために行った訪問看護の費用の請求は、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（訪問看護事業）訪問看護費用請求書」（様式第5－3－2号）により、健康福祉センター所長を経由して、知事に請求するものとする。
- ④ 知事は上記②又は③の請求があったときは、内容を検査し、適正と判断される場合は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

4 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

(1) 事業の目的

在宅において医療的ケア（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項の規定する医療的ケア）を必要とする小慢児童等及び医療的ケア児・者（以下「医療的ケア児等」という。）及びその家族に対する支援のため、在宅の医療的ケア児等への一定時間の医療的ケア及び療養上の介助に係

る費用を助成することにより、医療的ケア児等の健康を保持し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、家族と過ごす時間の創出を図る。

(2) 実施主体

実施主体は栃木県とする。

ただし、事業の実施にあたっては訪問看護ステーション等医療機関に委託して行うこととする。

(3) 利用要件等

① 対象者

栃木県内（宇都宮市を除く。）に住所を有する次の全てに該当する者であつて、在宅で同居の家族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族）等による介護を受けて生活している者及びその介護者とする。

ア 20歳未満の者。

イ 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項に規定する訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

ウ 訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

② 委託単価等

当該事業を行った訪問看護ステーション等医療機関に対し、1時間当たり7,500円（30分当たり3,750円）を交付するものとする。なお、委託単価には消費税及び地方消費税を含む。

③ 利用時間等

ア 利用時間は訪問看護ステーション等医療機関が医療的ケア児等を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を控除した時間とする。

イ 1回当たり1時間以上、30分単位とし、30分未満切捨とする。

ウ 予算の範囲内において、1年度当たり48時間を利用限度とし、その範囲内で複数回の利用ができるものとする。なお、年度途中の申請の場合は、利用の決定月からの年度内の残月数に4時間を乗じた時間を利用限度とする。

(4) 利用手続き

① 利用申請

当事業を利用しようとする者は、原則として本事業の利用に係る訪問看護ステーション等医療機関を経由して、医療的ケア児等の住所地を管轄する健康福祉センター所長に「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（医療的ケア児等在宅レスパイト事業）利用申請書」（様式第1－4号）に医師の訪問看護指示書及び訪問看護計画書の写しを添えて申請するものとする。

なお、当事業を利用しようとする者は申請の前に、当事業の利用について訪問看護ステーション等医療機関と調整することとする。

② 利用決定

健康福祉センター所長は、申請書を受理したときには、知事あて進達するものとする。知事は、速やかに要否を決定し、その結果について、健康福祉センター所長を経由して、申請者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（医療的ケア児等在宅レスパイト事業）利用決定通知書」（様式第 6－3－1 号、6－3－2 号）により通知するものとする。

なお、不承認の場合には、健康福祉センター所長等を経由して、申請者に対し「不承認通知書」（様式第 3 号）により通知するものとする。

③ 利用決定の更新

健康福祉センター所長は、前年度 2 月までに、利用決定者の状況（当該事業の利用要件の該当）を確認し、知事あて報告するものとする。

知事は、前年度 3 月に健康福祉センター所長を経由して、利用決定者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（医療的ケア児等在宅レスパイト事業）利用決定通知書」（様式第 6－3－1 号、6－3－2 号）により通知するものとする。

④ 変更の届出等

ア 利用決定者の氏名等に変更が生じた場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業利用資格変更届」（様式第 9 号）を、変更事項を証する書類を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長を経由して、利用決定者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（医療的ケア児等在宅レスパイト事業）利用決定通知書」（様式第 6－3－1 号、6－3－2 号）により通知するものとする。

イ 「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（医療的ケア児等在宅レスパイト事業）利用決定通知書」（様式第 6－3－1 号、6－3－2 号）を破損し、又は忘失した場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業再交付申請書」（様式第 10 号）を、健康福祉センター所長を経由して知事に提出し、知事は健康福祉センター所長を経由して、利用決定者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（医療的ケア児等在宅レスパイト事業）利用決定通知書」（様式第 6－3－1、6－3－2 号）により再通知するものとする。

⑤ 事業の終了

利用決定者に県外転出、死亡等の事由が生じた場合、利用決定者は「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業終了届」（様式第 11 号）を、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（医療的ケア児等在宅レスパイト事業）利用決定通知書」（様式第 6－3－1、

6－3－2号)を添付して、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。

(5) 実施方法

- ① 利用決定者は、当事業を利用するにあたり、あらかじめ、訪問看護ステーション等医療機関に申し出ることとする。
- ② 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、あらかじめ、毎月の主治医の訪問看護指示書の写し、及び訪問看護計画書の写しを、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。
- ③ 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の「利用実績一覧票（総括票）」（様式第8－1－1号）を、健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。
- ④ 訪問看護ステーション等医療機関を変更又は追加する場合、上記(4)の「利用手続き」と同様の取扱いにより行うものとする。

(6) 派遣費用の負担

訪問看護ステーション等医療機関による訪問看護の利用に要する費用は、県が負担する。

ただし、訪問看護費の他に発生する実費（交通費等）や、キャンセル料等については、利用決定者と訪問看護ステーション等医療機関との定めによるものとする。

(7) 委託料の支払

訪問看護ステーション等医療機関は、知事に対し、「小児慢性特定疾病児童等家族支援事業委託料請求書」（様式第5－2号）に、「利用実績一覧票（総括票）」（様式第8－1－1号）及び「利用報告書（個人用）」（様式第8－1－2号）を添付の上、毎月15日までに前月分の事業に実施に係る委託料を請求するものとする。

知事は、訪問看護ステーション等医療機関から請求があったときは、内容を検査し、適正と判断される場合には、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2（2020）年12月25日から施行する。
- 2 この要領の施行日までに改正前の様式（以下「旧様式」という。）によりなされた申請及びその他の手続きは、改正後の様式によりなされたものとみなす。
- 3 旧様式については、当分の間、所要の補正をして使用することができるものとする。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日までに改正前の様式（以下「旧様式」という。）によりなされた申請及びその他の手続きは、改正後の様式によりなされたものとみなす。
- 3 旧様式については、当分の間、所要の補正をして使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日までに改正前の様式（以下「旧様式」という。）によりなされた申請及びその他の手続きは、改正後の様式によりなされたものとみなす。
- 3 旧様式については、当分の間、所要の補正をして使用することができるものとする。